

# 外国人労働者に対する安全衛生教育には適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人労働災害も増加傾向にあり、平成 27 年以降は全国で毎年 2,000 件を超えています。

労働災害の中には、雇入れ時や作業変更時の安全衛生教育がなされていなかったこと、作業手順・指示・合図などが日本語のみで外国人労働者に理解されていなかったことが労働災害発生の一因となっている場合もあります。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。

外国人労働者のための		安全衛生教育等自主点検表	<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

厚生労働省では、ホームページで、外国人労働者の安全衛生対策に活用いただけるマニュアルや安全衛生視聴覚教材を提供しています。

各事業場における安全衛生教育にご活用ください。

## 厚生労働省 HP

「外国人労働者の安全衛生対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」等の外国人労働者の安全衛生対策に活用いただける教材を提供しています。



## 厚生労働省 職場のあんぜんサイト HP

「教材・資料」

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

10 カ国語の安全衛生教育用のテキスト及び視聴覚教材（動画）等を提供しています。外国人建設就労者向け教材もあります。



# 外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツールを作成しました

～ 日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～

厚生労働省は、企業の人事・労務に関する多言語による説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ3つの支援ツールを作成しました。

平成31年4月の「外国人雇用管理指針」改正で、賃金、労働時間などの主要な労働条件を、母国語など、外国人労働者が理解できる方法で明示・説明することが事業主に求められています。日本で働く外国人労働者の多国籍化・多言語化が進む中、中小企業をはじめとして、労働法令に関する用語などを正確に、かつ直ちに外国語訳することが難しいケースも生じています。また、日本の法制度や雇用慣行に詳しくない外国人労働者に対しても、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景を含めて納得し、理解を深めてもらうことが重要です。

## 厚生労働省 HP

「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html)



企業における人事・労務に関する多言語による説明やお困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ3つの支援ツール（**外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集**、**雇用管理に役立つ多言語用語集**、**モデル就業規則やさしい日本語版**）です。ご活用ください。

## 外国人を雇用する上でのルールは大丈夫ですか？

外国人の雇用については、出入国管理及び難民認定法で定められている在留資格の範囲内における就労活動、労働施策総合推進法に基づく外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職援助、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出、等のルールがあります。

ともに働き、ともに活躍できる社会を目指し、今一度ご確認をお願いします。

## 厚生労働省 HP

「外国人の雇用 雇用する上でのルール」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html)



雇用する上でのルールの他、外国人労働者の雇用管理等に関する相談先の情報等を掲載しています。

お問合せ先：新見労働基準監督署 新見市新見 811-1 電話 0867-72-1136